

# 「法」の改訂と関連する決定必要事項

	個人情報保護法の改訂項目	施行前に決定されるべきこと（個人情報保護委員会が政令等で決定）
1	<b>国の個人情報保護委員会の新設：特定個人情報保護委員会拡張</b>	委員会の詳細の権限
2	<b>個人情報の定義の拡大：</b> 携帯番号等、個人識別符号が含まれるものも含む	具体的個人情報の対象名
3	<b>要配慮個人情報：「機微な個人情報：JISQ15001」に類似取得・提供の原則禁止</b>	具体的な <b>要配慮</b> 個人情報の対象名
4	<b>小規模事業者：5000件未満も個人情報取扱事業者となる</b>	例外措置の有無
5	<b>匿名加工情報の新設：個人情報から、氏名・生年月日等の一部、もしくは個人識別符号の全部を削除</b>	匿名化加工内容の具体的詳細
6	<b>第三者提供のルール整備：取得経緯の確認と記録の作成</b>	提供記録の内容
7	<b>匿名加工情報の提供は本人同意不要：</b> 含まれる個人に関する情報の項目等の公表必要	本人不同意認定の手続き (国の <b>個人情報保護委員会</b> で決定)
8	<b>諸外国との関係1：事業者が処理(利用)を諸外国で行う場合</b>	制約事項の詳細
9	<b>諸外国との関係2：認定国・非認定国への提供</b>	具体的な認定国・非認定国
10	<b>開示請求：受付後に司法救済の求めが可能</b>	司法救済の手続き
11	<b>個人番号（マイナンバー）の利用範囲拡大：</b> 預金等、特定健診事務等、自治体の独自使用	マイナンバーの利用範囲の動向 (さらなる拡大?)
12	<b>医療・介護ガイドライン、安全管理ガイドライン等の改訂</b>	厚生労働省の対応事項